

5 温熱環境に関すること

5 - 1 省エネルギー対策等級

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等に適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「地域区分」とは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成 11 年通商産業省・建設省告示第 2 号。以下「建築主の判断の基準」という。）別表第 1 に掲げる地域の区分をいう（6 - 2 において同じ。）。

「年間暖冷房負荷」とは、1 年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をいい、建築主の判断の基準 1 (1) 口及びハに定める方法により求めることとする。この場合において、建築主の判断の基準 1 (1) 八中「 $L_s = 0.09 \times D - 15$ 」とあるのは、等級 3 への適合判定にあつては「 $L_s = 0.11 \times D - 25$ 」と、等級 2 への適合判定にあつては「 $L_s = 0.19 \times D - 15$ 」とする。

「個別条件」とは、評価対象住戸の規模、構造その他の当該評価対象住戸に固有の条件のうち、(3)の評価基準により当該評価対象住戸の評価を行うために必要なものをいう。

「特定条件」とは、個別条件の一部を、次に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれに掲げる条件の一部又は全部に代えたものをいう。

a 一戸建ての住宅

() 床面積の合計が 150 m²以下である。

() 開口部の面積の合計の床面積の合計に対する割合が 28%以上（建築主の判断の基準別表第 1 の 及び 地域においては、23%以上）である。

() 地上階数が 2 であり、かつ、2 階の床面積の合計の床面積の合計に対する割合が 45%以下である。

() 1 階の形状が長方形であり、かつ、短辺の長さの長辺の長さに対する割合が 75%以下である。

b 共同住宅等

() 評価対象住戸の床面積の合計が 70 m²以下である。

() 評価対象住戸の開口部の面積の合計の当該住戸の床面積の合計に対する割合が 20%以上である。

() 評価対象住戸の階数が 1 である。

() 評価対象住戸の形状が長方形であり、かつ、短辺の長さの長辺の長さに対する割合が 54%以下である。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸における年間暖冷房負荷の小ささとする。

各等級に要求される水準は、次に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

a 一戸建ての住宅 次の表の(イ)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応

じ、年間暖冷房負荷が個別条件又は特定条件の下でそれぞれ同項に掲げる条件を満たすために必要な対策が講じられ、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていること。

(い) 等級	(ろ)					
	年間暖冷房負荷 (単位 MJ/m ² ・年)					
4	390 以下	390 以下	460 以下	460 以下	350 以下	290 以下
3	470 以下	610 以下	680 以下	800 以下	610 以下	560 以下
2	840 以下	1,030 以下	1,030 以下	1,030 以下	1,100 以下	1,100 以下
1	-	-	-	-	-	-

b 共同住宅等 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、年間暖冷房負荷が個別条件又は特定条件の下でそれぞれ同項に掲げる条件を満たすために必要な対策が講じられており、かつ、壁体内等の結露の発生を防止するために必要な対策が講じられていること。

(い) 等級	(ろ)					
	年間暖冷房負荷 (単位 MJ/m ² ・年)					
4	390 以下	390 以下	460 以下	460 以下	350 以下	290 以下
3	470 以下	610 以下	640 以下	660 以下	510 以下	420 以下
2	840 以下	980 以下	980 以下	980 以下	980 以下	980 以下
1	-	-	-	-	-	-

(3) 評価基準

次のイ又はロのいずれかの基準によるものとする。

イ 熱損失係数等による基準

等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級（個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5 - 1において同じ。）のうち、最も低いものとする。

熱損失係数に関する基準

a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、熱損失係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。

	(い) 等級	(ろ)					
		熱損失係数 (単位 W/m ² ・K)					
一戸建ての住宅	4	1.6	1.9	2.4	2.7	2.7	3.7
	3	1.8	2.7	3.3	4.2	4.6	8.1
	2	2.8	4.0	4.7	5.2	8.3	8.3
	1	-	-	-	-	-	-
共同住宅等	4	1.6	1.9	2.4	2.7	2.7	3.7
	3	1.8	2.7	3.1	3.6	3.9	6.2
	2	2.8	4.0	4.4	4.9	7.1	7.1
	1	-	-	-	-	-	-

b aの熱損失係数は、建築主の判断の基準1(2)イの(ロ)から(ニ)までに定める計算方法により算出する。この場合において、建築主の判断の基準1(2)イの(ロ)から(ニ)までの規定中「(イ)に定める熱損失係数の基準値」とあるのは「評価方法基準(3)イ aの表に掲

げる熱損失係数の基準値」とし、等級3への適合判定にあつては、(ニ)中のmに係る表は次の表1と、R₀に係る表は次の表2とし、等級2への適合判定にあつては、(ニ)は適用しないものとする。

表1

	居室床面積 1 m ² 当たりの蓄熱部位の熱容量 (単位 kJ / K)		日射の有効利用率
	床	床以外	
一戸建ての住宅	100 以上	200 以上	0.65
		200 未満	0.60
	50 以上 100 未満	100 以上	0.55
		100 未満	0.50
	10 以上 50 未満	100 以上	0.45
		100 未満	0.35
10 未満		0.35	
共同住宅等	250 以上		0.70
	100 以上 250 未満		0.60
	100 未満		0.50

1 「蓄熱部位」とは、蓄熱に有効な熱容量を有する部位をいう。
2 「居室床面積 1 m²当たりの蓄熱部位の熱容量」とは、蓄熱部位の熱容量の合計を、居室の床面積の合計で除したものをいう。

表2

	地域区分	建築主の判断の基準別表第2に掲げる地域の区分				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
一戸建ての住宅		0.033	0.068			
		0.039	0.082	0.125		
		0.039	0.082	0.125	0.167	
		0.044	0.092	0.141	0.189	0.237
				0.141	0.189	0.237
共同住宅等		0.051	0.106			
		0.061	0.127	0.193		
		0.061	0.127	0.193	0.260	
		0.069	0.143	0.218	0.293	0.367
				0.218	0.293	0.367

夏期日射取得係数に関する基準

- a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、夏期日射取得係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、建築主の判断の基準別表第1の及び地域において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級3とし、同表の、及び地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とする。

	(い) 等級	(ろ)					
		夏期日射取得係数					
一戸建ての住宅	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
	3	-	-	0.1	0.1	0.1	0.08
共同住宅等	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
	3	-	-	0.1	0.1	0.1	0.08

b aの夏期日射取得係数は、建築主の判断の基準1(2)ロ(ロ)に定める計算方法により算出すること。

相当隙間面積に関する基準

a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、相当隙間面積がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、建築主の判断の基準別表第1の地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級2とし、同表の、及び地域において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあっては等級3とする。

(い) 等級	(ろ) 相当隙間面積(単位 cm ² /m ²)					
4	2.0	2.0	5.0	5.0	5.0	5.0
3	5.0	-	-	-	-	-

b、及びに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級4である評価対象住戸について、建築主の判断の基準1(2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が3.7W/m²・Kを超える場合にあってはの基準は適用しないこととし、1.9W/m²・Kを超え3.7W/m²・K以下である場合にあってはaの表に掲げる相当隙間面積の基準値を5.0cm²/m²とすることができる。

c、及びに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものが等級3である評価対象住戸について、建築主の判断の基準1(2)イ(ロ)に定める計算方法により算出される熱損失係数が1.8W/m²・Kを超える場合にあってはの基準は適用しない。

d 相当隙間面積は、次の表の(い)項に掲げる住宅の種類ごとに、(ろ)項に掲げる数値であるものとする。

(い) 住宅の種類		(ろ) 相当隙間面積 (単位 cm ² /m ²)
(1)	住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針(平成11年建設省告示第998号。以下「設計施工指針」という。)3(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を5.0cm ² /m ² 以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、 設計施工指針4(4)を除く。 に掲げる基準のうち、 又は地域とする場合に適用されるものに適合 している住宅	5.0
(2)	鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅	5.0
(3)	設計施工指針3(3)に掲げる基準のうち相当隙間面積を2.0cm ² /m ² 以下とする場合に適用されるものに適合し、かつ、 設計施工指針4(4)を除く。 に掲げる基準のうち 又は地域とする場合に適用されるものに適合 している住宅	2.0
(4)	(1)から(3)までに掲げる住宅以外の住宅	5.0超

設計施工指針3(3)八(ハ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とする。

結露の発生を防止する対策に関する基準

a 等級4

設計施工指針3(2)ロ(ロ)から(ハ)まで及び八に掲げる基準に適合していること。この場

合において、3 - 1 (3)イ g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)口(ハ)に、3 - 1 (3)イ f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)口(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

b 等級 3

設計施工指針 3 (2)口(ロ)、(ハ)、(ホ)及び(ハ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 (2)口(ロ)中「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」とし、3 - 1 (3)イ g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)口(ハ)に、3 - 1 (3)イ f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)口(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c 等級 2

設計施工指針 3 (2)口(ロ)に掲げる基準に適合していること。この場合において、「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」とする。

ロ 熱貫流率等による基準

等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

a 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針 2 に掲げる基準に適合していること。

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イ、口の(ロ)から(ハ)まで及びハ並びに(3)に」と、設計施工指針 3 (3)ハ(ハ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3 - 1 (3)イ g に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)口(ハ)に、3 - 1 (3)イ f に適合している場合にあつては設計施工指針 3 (2)口の(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 4 ~~の(1)又は(2)~~ (4)を除く。 に掲げる基準に適合していること。

等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

a 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針 2 に掲げる基準に適合していること。

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 3 の本文中「次に」とあるのは「(1)、(2)イの(1)から(ハ)まで、口の(ロ)、(ハ)、(ホ)及び(ハ)並びに(3)に」と、設計施工指針 3 (1)イの本文は「熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であつて、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる数値以下であること。」と、設計施工指針 3 (1)イの表は次の表 1 と、設計施工指針 3 (1)口の表は次の表 2 と、設計施工指針 3 (2)イ(1)の本文は「断熱材は、必要な部位に隙間なく施工すること。」と、設計施工指針 3 (2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取

合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、設計施工指針3(2)口(ロ)中「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」と、設計施工指針3(3)の本文中「地域の区分に応じ、判断基準2(1)の表に掲げる基準値」とあるのは「別表第1の 地域においては、 $5.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 」と、設計施工指針3(3)ハ(ハ)中「流入」とあるのは「高濃度で流入及び滞留」とし、3-1(3)イ gに適合している場合にあっては設計施工指針3(2)口(ハ)に、3-1(3)イ fに適合している場合にあっては設計施工指針3(2)口(ホ)及び(ハ)に、それぞれ適合しているものとみなす。

表1

住宅の種類		部 位	熱貫流率の基準値						
			地 域 区 分						
(1)	鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅又は気密住宅	屋根又は天井	0.24	0.52	0.67	0.67	0.67	0.67	
		壁	0.45	1.03	1.03	1.11	1.63		
		床	外気に接する部分	0.30	0.54	0.54	0.83	1.00	
			その他の部分	0.43	0.83	0.83	1.26	1.51	
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.43	0.78	0.78			
			その他の部分	0.62					
(2)	(1)以外の組積造の住宅又は枠組壁工法による住宅その他これに類する住宅	屋根又は天井		0.42	0.59	0.59	0.59	0.59	
		壁		0.84	0.84	1.20	1.50		
		床	外気に接する部分		0.44	0.44	0.67	0.89	
			その他の部分		0.59	0.59	1.03	1.32	
		外気に接する土間床等の外周		0.67	0.67				
(3)	(1)及び(2)以外の住宅	屋根又は天井		0.33	0.48	0.48	0.48	0.48	
		壁		0.58	0.58	0.80	1.20		
		床	外気に接する部分		0.34	0.34	0.59	0.79	
			板敷きの部分		0.54	0.54	0.88	1.30	
			その他の部分						
		土間床等の外周	外気に接する部分		0.49	0.49			
その他の部分			0.70	0.70					
「気密住宅」とは、イ dにおいて相当隙間面積が $5.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 以下であると判定された住宅をいい、以下同様とする。									

表 2

		部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $m^2 \cdot K / W$)						
			地域区分						
(1)	鉄筋コンクリート造の住宅その他これに類する住宅又は組積造の気密住宅	屋根又は天井	2.9	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	
		壁	1.7	0.9	0.9	0.7	0.5		
		床	外気に接する部分	2.9	1.8	1.8	1.0	0.6	
			その他の部分	2.1	1.0	1.0	0.5	0.3	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1			
			その他の部分	0.6					
(2)	木造の気密住宅	屋根又は天井	4.3	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2	
		壁	2.4	0.9	0.9	0.8	0.5		
		床	外気に接する部分	3.7	1.8	1.8	1.0	0.7	
			その他の部分	2.4	1.0	1.0	0.5	0.3	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1			
			その他の部分	0.6					
(3)	(1)及び(2)以外の気密住宅	屋根又は天井	5.2	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁	3.0	1.1	1.1	1.0	0.6		
		床	外気に接する部分	4.5	2.2	2.2	1.2	0.9	
			その他の部分	3.0	1.2	1.2	0.6	0.4	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	0.1	0.1			
			その他の部分	0.6					
(4)	(1)以外の組積造の住宅	屋根又は天井		2.2	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁		1.1	1.1	0.9	0.6		
		床	外気に接する部分		2.0	2.0	1.2	0.7	
			その他の部分		1.2	1.2	0.6	0.3	
		外気に接する土間床等の外周部		0.4	0.4				
(5)	枠組壁工法による住宅その他これに類する住宅	屋根又は天井		2.2	1.5	1.5	1.5	1.5	
		壁		1.2	1.2	0.8	0.5		
		床	外気に接する部分		2.2	2.2	1.2	0.8	
			その他の部分		1.5	1.5	0.6	0.4	
		外気に接する土間床等の外周部		0.4	0.4				
(6)	(2)及び(5)以外の木造の住宅	屋根又は天井		2.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
		壁		1.8	1.8	1.2	0.7		
		床	外気に接する部分		3.2	3.2	1.6	1.1	
			その他の部分		1.8	1.8	0.9	0.5	
		土間床等の外周部	外気に接する部分		1.4	1.4			
			その他の部分		0.3	0.3			
(7)	(1)から(6)までに掲げる住宅以外の住宅	屋根又は天井		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	
		壁		2.2	2.2	1.5	0.8		
		床	外気に接する部分		3.9	3.9	1.9	1.3	
			その他の部分		2.2	2.2	1.1	0.6	
		土間床等の外周部	外気に接する部分		1.4	1.4			
			その他の部分		0.3	0.3			

- ~~1 「土間床等の外周部」とは、土間床等の外周より1m以内の部分を用いる。~~
- ~~2 1 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。~~
- ~~2 玄関その他これに類するもの（それらの面積の合計の上限を地上階の最下階床面積の1/10とする。）における土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗について、次のいずれかとしてすることができる（鉄筋コンクリート造等の住宅で、壁又は土間床等の外周部を内断熱工法とした場合を除く。）。~~
- ~~(1) 当該土間床等と屋外の床との取合部を除く基礎の外側に、地盤面に垂直に上表に掲げる基準値以上の熱抵抗の断熱材を施工すること。~~
- ~~(2) 土間床等の外周部の断熱材に替えて、当該土間床等（床裏が外気に通じないものを除く。）の裏に接する部分に0.6以上の熱抵抗の値の断熱材を施工すること（、及び 地域に限る。）。~~
- ~~3 真壁造の工法で住宅を建設する場合において断熱材が真壁造の壁体内に施工できない場合にあつては、次のいずれかによる。~~
- ~~イ 断熱構造とする真壁造の壁の面積が断熱構造とする壁の面積の合計の30パーセント以下の場合にあつては、屋根又は天井、真壁造の壁以外の壁床のいずれか一つの部位の断熱材の熱抵抗の値に当該真壁造の壁の部分で減じた断熱材の熱抵抗の値を附加するものとする。~~
- ~~ロ 壁の外側に断熱材を施工する。~~
- ~~3 外壁面積の合計に対する当該外壁面積の比率（以下「当該外壁面積の比率」という。）が30%以下であり、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値以下とすることができる（鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。~~
- ~~(1) 当該壁以外の壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値に当該壁の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる壁の基準値との差を加えた値以上とする。~~
- ~~(2) 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる屋根又は天井の基準値に当該壁の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる壁の基準値との差を加えた値以上とする。~~
- ~~(3) 床の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる床の基準値に当該壁の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる壁の基準値との差を加えた値以上とする。~~
- ~~4 次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。~~
- ~~(1) 当該外壁面積の比率が20%以下であり、かつ、開口部の熱貫流率を 地域にあつては2.91以下、 地域にあつては4.07以下、 、及び 地域にあつては4.65以下とする場合。~~
- ~~(2) 当該外壁面積の比率が20%以下であり、かつ、開口部の建具を設計施工指針4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、設計施工指針4(2)イの表中「及び」とあるのは「 」と、「及び」とあるのは「 、及び 」とし、同表の「 」欄は適用しないものとする。~~
- ~~5 次のいずれかに該当する場合は、屋根の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる。~~
- ~~(1) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値に当該屋根の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる屋根の基準値との差に0.3以上の値を乗じた値を加えた値とする場合。~~
- ~~(2) 開口部の熱貫流率が、 地域にあつては2.91以下、 地域にあつては4.07以下、及び 地域にあつては4.65以下とする場合。~~
- ~~(3) 開口部の建具を設計施工指針4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、設計施工指針4(2)イの表中「及び」とあるのは「 」と、「及び」とあるのは「 、及び 」とし、同表の「 」欄は適用しないものとする。~~
- ~~6 木造の住宅の床（充填断熱工法のものに限る。）において、床根太の相互の間隔が450mm以上である場合は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。~~
- ~~7 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。~~
- ~~8 特別の事由により、一つの部位でこの表の断熱材の熱抵抗の値を減ずる場合にあつては、他のすべての部位の断熱材の熱抵抗の値に、当該減じた数値を附加するものとする。~~

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針4の(1)又は(2)（(4)を除く。）に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針4(1)イの表は次の表1と、設計施工指針4(1)ロの表は次の表2と、設計施工指針4(2)イ中「及び」とあるのは「 」と、「 」とあるのは

「 」と、「 及び 」とあるのは「 」と、「 」とあるのは「 、 及び 」と、設計施工指針 4 (2) 口の本文は「建築主の判断の基準別表第 1 の 、 、 及び 地域においては、方位が東北東から南を経て西北西までの範囲に面する窓では、日射侵入率が 0.66 以下のガラスを使用し、又は付属部材（レースカーテン、内付けブラインド（窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。）、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング（テント生地等で構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。）若しくはサンシェード（窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。）をいう。）その他日射の侵入を防止するため開口部に取り付けるものをいう。）、~~庇、軒等~~ひさし、軒等（オーバーハング型日除けで、南東から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの 0.3 倍以上のものをいう。）を設けること。」と、設計施工指針 4 ~~(2)~~(3) の表は次の表 3 とする。

表 1

地域区分				
熱貫流率の基準値 (単位 W / m ² · K)	2.33	3.49	4.65	6.51

表 2

窓が面する方位	地域区分			
真南 ± 112.5 ° の方位	0.60			

表 3

地域区分				
気密性等級	A - 4 又は A - 3			
「気密性等級」とは、日本工業規格 A4706 に定める気密性等級をいう。				

等級 2

次に掲げる基準に適合していること。

a 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針 2 に適合していることとする。この場合において、設計施工指針 2 の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、」とあるのは、「及び開口部については、」と、「断熱、日射遮蔽、結露防止及び気密のための措置」とあるのは「断熱のための措置」と、「(1)から(3)まで」とあるのは「(1)から(3)まで並びに評価方法基準第 5 の 5 - 1 (3) 口 a の () 及び () 」とする。

- () 居室と区画されている玄関その他これに類する区画の出入口の建具
- () 共同住宅等の壁であって、次の表の(い)項に掲げる地域区分に応じ、(ろ)項に掲げる壁の種類に該当するもの

(い)	(ろ)
地域区分	壁の種類
	居室又は押入れ以外の壁(妻壁を除く。)
	居室若しくは押入れ以外の壁又は南面する壁(妻壁を除く。)
	すべての壁

b 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針3に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針3の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。」とあるのは、「床をいう。」と、「次に」とあるのは「(1)並びに(2)のイの(1)及び(ロ)並びに(2)に」と、設計施工指針3(1)イの本文は「熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。」と、設計施工指針3(1)イの表は次の表1と、設計施工指針3(1)ロの表は次の表2と、設計施工指針3(2)イ(1)の本文は「断熱材は、必要な部位に隙間なく施工すること。」と、設計施工指針3(2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、設計施工指針3(2)ロ(ロ)中「防湿気密層」とあるのは「防湿層」と、「気密性及び防湿性」とあるのは「防湿性」とする。

表1

住宅の種類	部位	熱貫流率の基準値						
		地域の区分						
(1) 鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	0.70	1.04	1.04	1.04	1.41	1.41	
	壁	0.81	1.16	1.16	1.53			
	床	外気に接する部分	0.61	1.10	1.10	1.28		
		その他の部分	0.70	1.22	1.22	1.88		
(2) (1)以外の住宅	屋根又は天井	0.34	0.69	0.69	0.92	1.39	1.39	
	壁	0.53	0.98	0.98	1.29			
	床	外気に接する部分	0.41	0.92	0.92	1.15		
		その他の部分	0.49	1.01	1.01	1.26		

表 2

住宅の種類	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $m^2 \cdot K / W$)						
		地 域 の 区 分						
(1) 鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅 その他これらに類する住宅	屋根又は天井	1.2	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	
	壁	1.0	0.6	0.6	0.4			
	床	外気に接する部分	1.2	0.5	0.5	0.3		
		その他の部分	0.8	0.4	0.4	0.1		
(2) (1)以外の住宅	屋根又は天井	2.7	1.2	1.2	0.8	0.5	0.5	
	壁	真壁造で断熱材を施工するもの		1.0	1.0	0.7		
		大壁造で断熱材を施工するもの	2.1	0.8	0.8	0.6		
	床	外気に接する部分	2.6	0.8	0.8	0.6		
		その他の部分	2.1	0.7	0.7	0.5		

1 地域 地域において、一部の壁を真壁造の工法で住宅を建設する場合にあっては、真壁造の壁体内に断熱材を充填し、その他の壁及び天井に施工する断熱材の熱抵抗は、次の表に掲げる数値以上とするものとする。

住宅の種類	部位	工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $m^2 \cdot K / W$)
鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅以外の住宅	屋根又は天井	天井に断熱材を施工するもの	3.1
	壁	大壁造で断熱材を施工するもの	2.0

2 当該外壁面積の比率が30%以下であり、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値以下とすることができる(鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。)

(1) 当該壁以外の壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値に当該壁の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる壁の基準値との差を加えた値以上とする。

(2) 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる屋根又は天井の基準値に当該壁の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる壁の基準値との差を加えた値以上とする。

(3) 床の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる床の基準値に当該壁の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる壁の基準値との差を加えた値以上とする。

3 次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる(鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。)

(1) 当該外壁面積の比率が20%以下であり、かつ、開口部の熱貫流率を 地域にあっては2.91以下、 地域にあっては4.07以下、及び 地域にあっては4.65以下とする場合。

(2) 当該外壁面積の比率が20%以下であり、かつ、開口部の建具を設計施工指針4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、設計施工指針4(2)イの表中「及び」とあるのは「 」と、「 」とあるのは「 」と、「及び」とあるのは「 、 、及び 」とし、同表の「 」欄は適用しないものとする。

4 次のいずれかに該当する場合は、屋根の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる。

(1) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値に当該屋根の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる屋根の基準値との差に0.3以上の値を乗じた値を加えた値とする場合。

(2) 開口部の熱貫流率が、 地域にあっては2.91以下、 地域にあっては4.07以下、及び 地域にあっては4.65以下とする場合。

(3) 開口部の建具を設計施工指針4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、設計施工指針4(2)イの表中「及び」とあるのは「 」と、「 」とあるのは「 」と、「及び」とあるのは「 、 、及び 」

とし、同表の「 」欄は適用しないものとする。

5 特別の事由により、一つの部位でこの表の断熱材の熱抵抗を減ずる場合にあっては、他のすべての部位で断熱材の熱抵抗に当該減じた数値の熱抵抗を附加するものとする。

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 4 の(1)イ又は(2)イに掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針 4 (1)イの表は次の表と、設計施工指針 4 (2)イの表中「 」とあるのは「 」と、「 及び 」とあるのは「 」と、「 」とあるのは「 、 、 及び 」とし、同表の「 及び 」欄は適用しないものとする。

地域区分						
熱貫流率の基準値 (単位 W / m ² ・K)	3.49	4.65	6.51			